

対外的脅威の政治思想に向けての覚書

—— ジャン・ボダン『国家六篇』を手掛かりに ——

安武 真隆

目次

はじめに

- 1 研究史上の位置付け
- 2 ジャン・ボダン『国家六篇』

おわりに

はじめに

本稿は、ジャン・ボダンの『国家六篇』（1576年）¹⁾の主として第五篇において展開されている対外関係を念頭においた議論を素材とし、過去の西欧政治思想が対外的脅威をいかに言説化してきたかを確認する作業の一助とする。ボダンは、

1) Jean Bodin, *Les Six Livres de la République*, Paris: Jacques de Puys, 1576 (BNF Gallicaにて電子版公開中の初版)。但し、本稿では1593年のLyon版（改訂第6版）に基づく1986年のFayard版（Corpus des Œuvres de Philosophie en Langue Française）に主として依拠し、頁数、あるいは篇章の番号を表記した。小樽商大で「特殊文庫・貴重図書全文画像データ」として公開されている1577年改訂第二版（Paris: Jacques du Puys）も適宜参照した。「ジャン・ボダン「国家論」Jean Bodin, Les six livres de la republique de I. Bodin Angeuin, 1577」https://www.otaru-uc.ac.jp/htosyo1/siryoyosho/Y_bodin.htm（最終閲覧、2021年9月）。この他、2013年段階で第二篇まで刊行済みの、Mario Turchetti編のClassiques Garnier版（フランス語・ラテン語の相互対照）、1606年のKnollesによる英訳に基づくリプリント（Jean Bodin, *The Six Bookes of A Commonweale, A Facsimile reprint of the English translation of 1606 Corrected and supplemented in the light of a new comparison with the French and Latin texts*, Kenneth Douglas McRae (ed.), Harvard University Press, 1962）も適宜参照した。なお、第一篇と第五篇をめぐる初版と第二版以降とのテキストの異同については、後ほど本文中で詳述する。

第一篇第1章で「秩序だった国家」の営みとして「信頼関係を結ぶ、平和条約を結ぶ、戦争を非難する、攻撃ないし防御の際に同盟関係を築く、あるいは、諸侯と主権者との間の諍いに決着をつける」といった課題を列挙している。後述するように、彼が直面していた同時代的状況を考慮すれば、よく知られる主権論による一国の統合とともに、諸外国との関係の整備（特に自他の区別や介入の排除）についても彼が関心を持っていたことは看過されるべきではない。本稿では、まず関連する先行研究の中に対外的脅威という問題設定を位置付けた上で（第1節）、ジャン・ボダンの立論との関連について幾つかの検討を行うこととする（第2節）²⁾。後者について具体的には、『国家六篇』における第五篇の位置付けを、初版と第二版との違いを確認した上で、そこでの主題の扱われ方について先行するマキアヴェッリの複合君主政論との関連性や、カルタゴの取り扱いをめぐるローマ史理解と同時代の国際秩序構想や君主の対外政策との関連について考察する。かかる作業は、対外的脅威の構築性を意識した概念化を目指すものである³⁾。

1 研究史上の位置付け

(1) 政治思想史研究の「国際論的転回」

本論に入る前に、本稿の問題意識の研究史上の位置付けを確認しておこう。まず、西欧政治思想史研究では、主権国家形成に焦点を当てた従来の研究関心に対して、帝国、征服、複合国家、外交、国家形成、国際秩序構想などの国際関係論

2) なお本稿の試みは、ボダン解釈としては先行研究との関連づけやテキスト全体の検討が不十分であり、あくまでも素描に留まる。現在高橋薫によって進行中のボダン『国家六篇』初版の翻訳作業、ファニー・コザンデ、ロバール・デシモン『フランス絶対主義：歴史と史学史』岩波書店、フランス絶対主義研究会訳、2021年4月、阿河雄二郎『近世フランス王権と周辺世界——王国と帝国のあいだ』刀水書房、2021年9月、Howell A. Lloyd ed. *The Reception of Bodin*, Brill, 2013なども踏まえた展開が必要と思われるが、今回は時間的制約もあり十分に組み入れることができなかった。他日を期したい。

3) かかる作業は、関西大学法学研究所の「帝国」的实践研究班（2018-2020年度）において、政治思想史研究と国際関係論研究との問題意識の共有と方法的架橋を試みるべく積み重ねてきた、共同研究の活動実績や研究員等との意見交換を契機としたものである。

的文脈に注目する姿勢が目立つようになってきた（政治思想史研究の「国際論的転回」⁴⁾）。政治思想史研究に国際政治・外交史の視点を導入し、ヨーロッパ国際秩序のダイナミズムを思想的観点から再検討することの重要性に脚光が当たるようになったのである⁵⁾。他方で、国際関係論の分野では、越境的な現象を分析す

4) 翻訳があるものとしては、D. アーミティジ『思想のグローバル・ヒストリー：ホップズから独立宣言まで』山田園子他訳、法政大学出版局、2015年（*Foundations of Modern International Thought*, Cambridge University Press, 2013）、同『〈内戦〉の世界史』岩波書店、2019年（*Civil Wars: A History in Ideas*, Penguin Random House, 2017）、R. タック『戦争と平和の権利：政治思想と国際秩序：グロティウスからカントまで』萩原能久監訳、風行社、2015年（*The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant*, Oxford University Press, 1999）などがある。この他、ブリテンにおける三王国の相克を扱ったポーコックの諸研究（例えば、『島々の発見——「新しいブリテン史」と政治思想』犬塚元監訳、名古屋大学出版会、2013年（*The Discovery of Islands: Essays in British History*, Cambridge University Press, 2005）、18世紀の国際貿易や国家間競争に関するI. ホントの『貿易の嫉妬：国際競争と国民国家の歴史的展望』田中秀夫監訳、昭和堂、2009年（*Jealousy of trade: international competition and the nation-state in historical perspective*, Belknap Press of Harvard University Press, 2005）等も挙げられる。また、本研究叢書の寄稿者による研究の蓄積とその総合は、生前のホントが示唆していた研究構想と連動するものであり、国際的見地に立つ彼の思想史研究の後を継ぐことにもなる。

なお、類似の問題意識に基づくものとして、「移動を悪しき放浪とみなし、これに対して、定住して土地に根ざすことを肯定的に評価する言説」「定住パラダイム」を相対化する試みについては、犬塚元「政治思想の「空間論的転回」：土地・空間・場所をめぐる震災後の政治学的課題を理解するために」『立命館言語文化研究』第29巻1号、2017年10月、67-84頁を参照。

5) 筆者におけるこうした試みは、人道的介入をめぐる現代的言説と17世紀宗教戦争期のそれとの類似性を指摘した以下の拙稿を嚆矢とする。「人道的介入」の政治的ディレンマ：NATOによるユーゴスラヴィア空爆の事例を手がかりに」『法学論集（関西大学）』第51巻2/3合併号、320-373頁、2001年9月。その後2004年度より正式に参画した人文・社会科学振興プロジェクト企画「グローバル・ガバナンス・プロジェクト」に関する研究グループを契機に、国際関係論を専門とする研究者との連携の重要性を自覚するに至った。その成果としては、「imperium vs respublica? — 17-18世紀フランスにおける帝国、世界君主政、勢力均衡」『思想』（岩波書店、特集：暴力・連帯・国際秩序）1020号、171-195頁、2009年4月、「ヨーロッパ初期近代における宗教ガバナンス——「世界君主政」をめぐるユグノーの教義と連帯」遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、第9章、243-272頁、2010年1月など。

この他、グロティウスやサラマンカ学派の国際政治思想などをめぐる拙書評論文等も参照。「太田義器著『グロティウスの国際政治思想——主権国家秩序の形成』、ミネルヴェ書房、2003年」『法学論集』（関西大学）56巻4号、986-1004頁、2006年12月。同「書評 松森奈津子『野蛮から秩序へ：インディアス問題とサラマンカ学派』」『マイノリティ研究』（関西大学マイノリティ研究センター）第7号、99-115頁、2012年3月、同『「統治二論」の国際的文脈——「連合権力」をめぐる』『法政研究』（九州大学）第85巻第3・4号合併号、2019年3月、1411-1439頁。

るために主権国家の枠組みとグローバルな統治との間で模索が続いている。かかる模索の作業のなかで、ウェストファリア体制や帝国といった概念や実践の歴史・思想的淵源や系譜を辿る構築性への着目が進んでおり⁶⁾、その結果、思想史の領域との邂逅が生じたと言える⁷⁾。

(2) 「複合国家」論の登場

本稿が前提とする第三の研究動向に言及しておこう。それは、西欧史研究において『礫岩のようなヨーロッパ』の公刊（2016年）を契機に脚光を浴びつつある、主権国家に収斂する以前の近世ヨーロッパにおける複合国家、複合君主政への着目である⁸⁾。それは、フォーテスキューの定式を借りれば、「王による統治 (dominium regale)」に對置される「ポリスと王による統治 (dominium politicum et regale)」と表現されるもの、君主以外の諸身分や地方の持つ主導性が発揮される国家・権力パターンへの着目である。類似の研究動向として、ヨーロッパ中世の王権における選挙君主政や混合政体論的構成を、近世 *res publica* として定式化し、それを古典古代とは区別される淵源を持つ「王のいる共和政」「君主政的共和主義」とするものも挙げられよう⁹⁾。このように近年、主権国家の境界線の外部との相互作用、

6) 例えば、五十嵐元道「国際関係論におけるリフレキシビズムとは何か：ポスト実証主義の理論的展開」『法学論集（関西大学）』第68巻1号、61-90頁、2018年5月。

7) Beate Jahn (ed.), *Classical Theory in International Relations*, Cambridge University Press, 2006; 前掲『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』等がその例であろう。本稿は、かかる問題意識を共有しつつ、積み重ねてきた共同研究の今後の展開可能性の一端を披露するものである。

8) 古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年。思想史研究の側の先行する試みの集成としては、木村俊道『想像と歴史のポリテイクス——人文主義とブリテン帝国』風行社、2020年、8月。また岩井淳・竹澤祐文編『ヨーロッパ複合国家論の可能性 歴史学と思想史の対話』ミネルヴァ書房、2021年の特に第三部は、『礫岩のようなヨーロッパ』に対する、ポーコック『鳥々の発見』を踏まえた思想史研究者からの応答である。「歴史学と思想史の対話」が成立するためにも、今後は歴史学からの反応が期待される場所である。なお『ヨーロッパ複合国家論の可能性』の第1章に収録の拙稿「フランス政治思想史における複合国家論と主権論」における注18の記述（ボダン『国家六篇』初版の取り扱い）は、本稿において修正される。この点で本稿は2021年の前稿の補遺の位置付けを持つ。

9) 小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西——共和政の理念と現実』山川出版社、2004年、ノ

ならびに内部における複合性への関心が次第に高まってきており、従来の主権国家による統合の契機を重視する研究とは異なる展開が看取されていると言えよう。

(3) 対外的脅威への着目

以上の研究動向の中で、本稿がさらに着目するのが、対外的脅威の構築性である。既に前稿でも整理したように¹⁰⁾、初期近代のフランスにおける国家形成過程においては、複合国家としてのフランスに対して、統合原理として主権論や国家理性論が展開された。そして、前稿では、それを促進した要因として仮説的に、対外的脅威が意識化されていることを示唆した。そこでは、宗教戦争と内乱の時期に外部勢力の介入、外部勢力と内部の対抗勢力との連携などが、当該領域を緩やかに管轄していた権力主体によって脅威と認識され、集権化を促すパターンが繰

ゝ森原隆編『ヨーロッパ・「共生」の政治文化』成文堂、2013年。また、後藤浩子「共和主義研究からみた思想空間としての「東中欧」の重要性」『社会思想史研究』第31号、50-60頁、2007年9月は、本稿の対象たるジャン・ボダンの論敵であったフランソワ・オットマン『フランコ・ガリア』（1573年）がその一つの雛形とも指摘する。ただし、かかる対象を「共和主義」の概念のもとで検討することは、(Johnson Kent Wright, *The Idea of a Republican Constitution in Old Régime France*, in Martin van Gelderen & Quentin Skinner (eds.), *Republicanism: A Shared European Heritage*, vol. I, Cambridge University Press, 2002, pp. 289-306などに依拠するとはいえ)従来の共和主義研究の拡散と多様化を一掃促進することとなり、伝達効率の低下に繋がることも危惧される。「理解の多様化のなかでは、いかなる手続きをふまえ、いかなる意味で共和主義を用いるかを明確にする必要がある」(犬塚元「思想史研究としての精度を高めること」『社会思想史研究』第32号、2008年、73頁)であろう。なお拙稿「モンテスキューと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間 シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、2006年7月、第6章(324-355頁)、『思想』2008年3月号におけるポーコック特集、『社会思想史研究』第32号の「〈特集〉共和主義と現代——思想的再考——」の他、拙稿「共和主義」『啓蒙思想の百科事典』丸善出版、近刊も参照。

- 10) 前掲「フランス政治思想史における複合国家論と主権論」。この論文では、「複合国家論」におけるフランス例外説への応答として、他の諸国との比較研究への展開可能な共通の理論枠組みの提示を主眼に置いた。その際、複合性と主権性という両極の間に各言説を位置付けるに際して対外的脅威の認識の程度を変数とし(対外的脅威の認識の程度に応じて、時には均質化を、時には複合性／多重性を志向することが、国家の生存戦略であるというモデルの提示)、当該問題群を扱うにあたって、複数の事実認識・政策提言があった(複数の構想の競合)ことを前提としている。ただし、一つの信仰、経済合理性や一般意志など、他の変数の余地もあるかもしれない。

り返し登場したこと、逆に対外的脅威が後景に退くと複合国家的・混合政体論的な分権論が浮上することを指摘した¹¹⁾。本稿はかかる見取り図を引き継ぎつつも、前稿において素描したジャン・ボダン『国家六篇』の対外的脅威や他者認識について、(依然として不十分ながら)さらに踏み込んだ検討を行うものである。

2 ジャン・ボダン『国家六篇』

(1) 問題の所在：第五篇への着目

以上の新たな研究動向や問題意識を踏まえつつジャン・ボダン『国家六篇』に立ち返ると、差し当たり以下の2点を指摘することができよう。まず、古典的にボダンの立論は、その主権概念に代表されるように¹²⁾、近代的主権国家の先駆的形態とされてきた¹³⁾。したがって、先に言及した複合国家論の台頭は、かかる主権論

11) 類似の問題意識に基づき展開された先行研究として、前掲のホントの著作は、複合国家論やポーコック、さらにジョン・ブリュワの「財政＝軍事国家」の知見も踏まえ、ヨーロッパにおける伝統としての「混合的で複合的な君主政 (Composite Multinational Kingdom)」から、「国民国家」ないし「絶対主義」へと移行していく契機に着目する。また、Jonathan Scott, *England's Troubles: Seventeenth - Century English Political Instability in European Context*, Cambridge University Press, 2000は、イングランドにおける17世紀の対外的脅威の後、名誉革命後の脅威認識の低下に伴い、国内の対立の緩和、多元性が容認されている過程を描く(本書については、辻康夫による紹介論文「初期近代イングランド政治思想への視点：ジョナサン・スコットの17世紀論」『法政理論』(新潟大学) 第39巻第2号、168-183頁、2007年2月も参照)。さらに、対外的脅威の構築性について興味深い考察を展開しているものとして、Ioannis Evrigenis, *Fear of Enemies and Collective Action*, Cambridge University Press, 2010; Neal Wood, Sallust's Theorem: A Comment on 'Fear' in Western Political Thought, *History of Political Thought*, Vol. XVI, Issue 2, Summer 1995. これらの研究は、本稿の探究の補助線ともなるが、国内的恐怖と対外的恐怖との分節や、個別のテキストの整理の在り方は異なる。いずれにせよ、対外的脅威と政治統合との相関に着目している点で、本共同研究の今後の展開において重要な参照軸となろう。

12) 「主権」概念については、アリストテレスの「キュურიオン」に由来する系譜をボダンが意識的に切断しようとした、という側面を看過すべきではないが、この点の検討は今後の課題としたい。なお参照、荒木勝『アリストテレス政治哲学の重層性』創文社、2011年、350-55頁。

13) よく知られているように、ボダンは『国家六篇』において、王権を強化する観点から、アリストテレス・キケロ的な「ポリスの統治 (dominium politicum)」(混合政体論)の余地に一定の枠を設けたと解釈できる。彼は、オットマンらによって主張されることになる混合政体

に対抗する言説への着目を促すこととなる。中でも、複合国家論や「王のいる共和政」の一類型として、フランソワ・オットマン『フランコ・ガリア』（1573年）や暴君放伐論の重要性が浮上するであろう¹⁴⁾。他方で、ボダンの立論の中に複合国家論と重なる契機を読み込むことも可能である。『国家六篇』の構成要素として主権論と並んで「正しい統治」論にも注目し、両者の緊張関係を扱うことは、ボダン研究における古典的な解釈上の争点でもあった¹⁵⁾。主権論と複合国家論を相互排

論を、既存の君主政の秩序を根本から転覆しかねないものとして葬り去ろうとした。ボダンは混合政体を単なる権力の分割、過渡的な内乱状態、国家の墮落現象として断罪し、それを賞賛した論者としてポリュビオス、キケロ、マキアヴェッリ、トマス・モア、コンタリーニなどを名指して批判したのである（II-1）。さらに、臣民が君主統治に介入することで内乱やアナキーに至る可能性を徹底的に削ぎ落とすべく、「市民」を統治に携わることのできる者とするアリストテレスの定義は、民衆政体にも適用されるものである点で普遍性を持たず、仮に現今の状況に適用すれば、内乱を引き起こしかねないとする。ボダンは「市民」を「他人の主権に依存する自由な臣民」とも定義し、「市民の結合」に基づく自治も、あくまで主権者に従属するものとした（I-6, III-7）。

14) それぞれの思想家・著述家には独自の「政治学史」があるとする福田有広・犬塚元の問題設定を引き継ぎつつ、2006年の旧稿では、ジャン・ボダンが名指して攻撃した対象と、『フランコ・ガリア』が権威として引いたテキスト（プラトン、アリストテレス、ポリュビオス、キケロ）、さらに『法の精神』で「立法者」として言及する人物（29-19、アリストテレス、プラトン、マキアヴェッリ、トマス・モア、ハリントン）がかなりの程度重なる点を指摘した。拙稿「モンテスキューと共和主義」。なお、混合政体論から権力分立論が分岐する18世紀後半の越境的な過程を描いたものとして、上村剛『権力分立論の誕生：ブリテン帝国の『法の精神』の受容』岩波書店、2021年も参照。他方で、宗教戦争が収束していく過程で暴君放伐論が、王権に対抗的でもあったユグノーによって放棄されていく過程については、前掲拙稿「ヨーロッパ初期近代における宗教ガバナンス」も参照。

15) 日本における古典的なボダン解釈をめぐる論争は、ボダンの主権論の中に、複合性をどの程度認めるかをめぐるものでもあった。主権論と「正しい統治」論との優先関係については、佐々木毅『主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボダンの国家哲学』岩波書店、1973年が前者を優先させ、清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』木鐸社、1990年、後者の中に前者を位置づける、という解釈上の対立がある。近年の研究でも明石欽司が、主権の「絶対性」の主張にもかかわらず、さまざまな制約（神と主権者との予定調和的關係を前提とした神法や自然法による制約）の元に置かれていることを強調し、清末に近い見方を表明している。明石欽司「ジャン・ボダンの国家および主権理論と「ユース・ゲンティウム」観念：国際法学における「主権国家」観念成立史研究序説（1）（2）」『法学研究：法律・政治・社会』（慶應義塾大学）第85巻第11号、1-30頁、2012年11月、第12号、1-43頁、12月。この他、混合政体論との緊張関係について川出良枝「ボダン——主権論と政体論」川出良枝（編）『岩波講座 政治哲学 1 主権と自由』岩波書店、2014年、97-122 頁を、地上における「神の似姿」としての主権者を論じたものとして、川出良枝「ボダン——主権者と神」藤原保信・飯島昇蔵（編）

他的に捉えるか、あるいは相補的なものと捉えるか、かかる論点を包括的に扱うための足掛かりとして、本稿では差し当たり、ボダンが主権の証の一つとして論じ、「君主にとって最重要なもの一つ」とした「宣戦布告したり和平を結んだりする権利」（初版、第一篇第11章、第二版以降は同篇第10章）をめぐる論述に着目し、そこにおける対外的脅威や他者認識を浮き彫りにすることに努めよう。ボダンの執筆状況を考慮すれば、これらの論点は、一国の統合をめぐる主権論とともに扱われるべきであろう。

(2) 初版と第二版の文脈の違い：第一篇第8章から第五篇第6章へ

既に前稿でも示唆したように¹⁶⁾、ボダン『国家六篇』において、対外的脅威や他者認識が披露されているのは、主として第五篇である。そこでは、対外的脅威に対して、軍隊の整備や兵士の訓練の重要性が強調されると同時に、かかる脅威が国内統合と「臣民間の善良な友愛を維持する」のに寄与することが述べられる。またボダンは、軍事力に基づく国家間の勢力均衡を前提に、フランスが国際的役割を果たすことに期待する（V-5, V-6）。しかしながら、この箇所の執筆・編集過程を確認すると、テキスト解釈に先立ち、より細やかな検討が必要であること

ㄨ『西洋政治思想史 I』新評論、1995年、158-175頁を参照。いずれも本稿が目指す第五篇はあまり扱われていない。

なお、コザンデ、デシモン『フランス絶対主義』の訳者解題によれば、「ボダンによって論理的基盤を与えられた絶対主義は、自然法と王国基本法によって王の恣意を制限し、法の支配によって暴政との区別を内在化して」おり「合意によって支えられた理論」と整理され、1750年前後から現在に至る「絶対主義と専制」との「不当な混同」は見直されるべき、とされる（255頁）。確かに「絶対主義と専制」との同一視は、モンテスキューによる「君主政」概念の読替の成功を示唆するにせよ（詳細は、拙稿「モンテスキューと共和主義」）、主権論と複合国家論をめぐる多様な諸言説の一つを特権化したものに過ぎず、旧体制下の「絶対主義」の言説の理解の足枷になるとは言える。しかし、かかる「絶対主義」理解は、その外縁に存在する筈の別の言説の可能性を排除する、具体的には、主権論と対抗的な複合国家論や「王のいる共和政」論を立論の射程外に置くことになり、複合国家論と主権論との間にあった解釈の幅や緊張関係についての理解の射程を狭めかねず、別の特権化に寄与するように思われる。ここで求められるのは、ヒューム的な傍観者の視点であろう。

16) 以下の記述は、前掲「フランス政治思想史における複合国家論と主権論」に基づく。

に気付かされる。

実は、本稿で注目する『国家六篇』の第五篇は、本書の中でも特異な位置を占める。そもそもこの篇の一部は、1576年の初版（4章構成）にはなく、翌年の1577年の第二版（6章構成）において新たに加わったものである。特に第5章「臣民を武装させ鍛錬し、都市を要塞化し、戦争を継続することが良いことなのか否か」がそれに該当する¹⁷⁾。さらに1576年の初版の第一篇の第8章には「安全保障について、および君主間の同盟や条約の権利について (De la sureté & droits des alliances, & traitez entre les Princes)」があったが、1577年の第二版では第一篇から削除され、第五篇の第6章に「諸君主間の同盟や条約による安全保障について」と題して、若干の加除はあるものの、ほぼ同一の内容が掲載されるに至っている¹⁸⁾。以上の経緯から第五篇は、初版では4章構成だったものが、第二版以降では6章構成となっているのである。

なお、1576年の初版の第一篇の第9章は有名な「主権について」であるが、1577年の第二版ではこれが第8章に繰り上がっており、多くの研究書においてBodin 1576の第8章として認知されている¹⁹⁾。その後公刊されたラテン語版、英訳版も基本的には1677年以降の増補版（主として1593年の改訂第六版）を基礎としている。

17) この部分だけで、1593年のLyon版に基づく1986年のFayard版でも、224頁から構成される第五篇のうち、42頁と19%を占める。

18) Fayard版で換算して総計66頁で、第五篇の30%近くを占める。

19) 2013年から公刊が開始された、Mario Turchetti編のClassiques Garnier版（フランス語・ラテン語の相互対照）の第一巻でも、1576年の初版の表紙、1586年のラテン語版の表紙、1577年の第二版の目次の写真が、特に注記なしに並べて掲載されている（pp. 112-115）。また、ジャン・ボダン『『国家論』（初版）「第一巻」本論（第四回）』高橋薫訳、『仏語仏文学研究』（中央大学仏語仏文学研究会）第52号、67-100頁、「訳者前注」では、初版の第一篇「第8章」が1577年版から削除されている旨の記載はあるが、編成替えについての言及はない。なお、小樽商大で「特殊文庫・貴重図書全文画像データ」として公開されている1577年版（Paris: Jacques du Puys）では、本稿が主として依拠した1986年のFayard版（=1593年のLyon版）と同じ構成が第一篇や第五篇についてなされている。

ボダンの『国家六篇』の解釈・評価としては、1576年の初版公刊時の意図と、1577年以降の増補版での加筆・編成替え・公刊の意図とを分節して検討することに幾らか意味があるとも思われるが、少なくとも日本における研究では、両者は総じて区別されていない²⁰⁾。

さらに、初版の第一篇第8章（第二版以降の第五篇第6章）は、冒頭に「以下の論述は、前の論述に依拠しており、この問題を扱った法律家も政治家もいないので、蔑ろにされるべきではない」との文章から始まっており、初版と第二版では前提とされている「前の論述」の性格の違いが、当該箇所の本書全体での位置付けにあたって考慮に値する。したがって以下では、初版と第二版以降との当該テキストの文脈の違いを確認しておこう。

まず1576年の初版では、第一篇第6章が「市民について、及び市民、臣民、外国人、村、都市、国家の間の違いについて」、第7章が「保護下にある者について、及び同盟者、外国人、臣民の間の違いについて」を論じ、これに第8章「安全保障について、および君主間の同盟や条約の権利について」が続く構成がとられている。このように初版では、前章までの構成員の範囲の問題について、自国民か他国民かの境界線について、幾つかの線引きが可能であることを示唆した上で、続いて、周辺諸国との同盟や条約をめぐる論点が扱われる、という展開となっていることが確認される。

第一篇第6章での論点を概観すると、家族から政治社会への移行、市民や臣民の定義、臣民の様々な階層、国家・都市・町 (Republique, cité, ville) の違い、市民についてのアリストテレスの定義に対する批判、ローマにおける市民の諸類型、

20) 清末は、本書の「序文」に基づき、不本意ながら (ne pauvan rien mieux) ニコラ・ド・リーヴル (Nicolas de Livre) に促されて1676年の公刊に踏み切ったとする。清末前掲書、64頁、なお清末は、1583年のパリ版（改訂第六版）の1961年の写真版を底本としている。

名誉市民権、境界領域における疑わしい市民権²¹⁾、臣民は国家を退去するのに主権者の許可を必要とする、市民権の獲得・喪失方法、市民と同盟者との違い（主権者への従属、官職や聖職録の保有、課税と貢納の免除、遺言と相続の権利、土地所有の権利）²²⁾、臣民に対する主権者の拘束、市民の諸社会階層への分割などが扱われる。

第一篇第7章では、保護（protection）の概念についてその多様な形態が扱われ、保護と封臣（vassal）との違いが論じられ、保護は主権を持つ諸侯に適用されるが、その諸侯の主権の喪失を伴わないとされる。続いて条約の諸類型が論じられ、同盟者の地位、通商条約が扱われる。さらに敵の定義がなされ、条約の締結は主権に影響を与えないと主張される。そして親密な連携が統合された国家を構成するか否か、スイスの事例や、主権が分割されたままの状態の諸の事例²³⁾や、

21) 「一人が多くの人や領主に仕える奴隷や家臣となることはどうして出来ようか、君主間で相互に同意がなされぬ限り、主権を持つ様々な諸侯に対して、同一の市民が服属することはできない。なぜなら、こうした人物は法に従うことはなく、領主は他人の奴隷を保有し、奴隷を保有する主人は、奴隷に従事すべき業務や売却するものについて、従うよう強要されるからである。以上は、近隣の君主間の戦争においてしばしば目撃される問題であり、境界上の臣民たちは、ある時は一方の君主に、またある時には別の君主に忠義を示し、誰に服従すべきかわからず、いずれの陣営に対する服従も回避し、双方を侵害・略奪するからである」（132）。

22) イタリア半島での都市共和国の記憶が残っていることもあり、市民と外国人との対比で最初に登場するのは、共和国の自由のためにフィレンツェ市民が外国人を公に推挙した例である（141）。

23) Fayard, I., pp. 158-167. この他、第一篇第11章（第二版以降では第10章）には、「純粋な君主政（pure monarchy）」と対比させた、次のような記述もある。「ポーランドやデンマーク、スウェーデンといった、政情が不安定な（estats changeans & incertains）王国においては、君主ないし貴族が握っている権限に応じて決定がなされる。ところが、君主側よりも貴族側がより強い実権（les forces）を把握している場合は、後述の通り、和議と戦争に関する決定は、貴族側に任されることになる。また既に言及したように、こうした国々においては、貴族側の同意を得ずに、法律が制定されることはない。そういう次第だから、例えば、ポーランド人とプロイセン人との間で最近結ばれた条約の場合に見られるように、相手と和議が結ばれるに当たっては、君主、伯爵、男爵、宮中伯、城主、その他権威ある高位の者たちのすべての印璽が押印され、ポーランド王国の103人の領主による押印も付加されたのである」（314-5、平野隆文訳「ジャン・ボダン 国家論（抄）」『フランス・ルネサンス文学集 I 学問と信仰と』白水社、2015年、187-8頁）。

古代ギリシアのアカイア同盟や統合された主権の他の事例が考察される。またどんな連携・連合にも統合された軍事指揮権が必要であることが主張され、スイス条約におけるドイツの帝国の特別な地位も言及される。さらに主権者の同意なしに臣民が条約に加わることの是非が論じられる。以上の概観からも窺えるように、第7章は、通俗的には第一篇第8章（初版では第9章）並びに第10章（初版では第11章）で展開される「主権」の絶対性と抵触しかねない論述が確認できる上に、その「主権」の定義に先行して議論が展開されている点は、（本稿ではまだその段階にないが）一層の精緻な検討の必要性を示唆するものである²⁴⁾。

以上の論述に続いて初版の第8章でも冒頭で「保護」の事例が扱われ、特に「保護」の名の下に臣民・従属国となった帝国都市、ハンガリー王国、ギリシアの諸都市が扱われている。以上のようなテーマの連続性を考慮すれば、ボダンが当初、「安全保障について、および君主間の同盟や条約の権利について」と題されたこの章を、第7章「保護下にある者について、及び同盟者、外国人、臣民の間の違いについて」の後に置いたことは理解できる。他方で、後によく知られることとなる「主権」概念の国内統合の契機を中心にこの章を眺めると、既に示唆したように、議論が錯綜・混濁しかねず、翌年の第二版において第五篇に組み替えることで整理したとも、推測可能である。

これに対して1577年の第二版以降では、第五篇第5章「臣民を武装させ鍛錬し、都市を要塞化し、戦争を継続することが良いことなのか否か」に続くものとして、第6章「諸君主間の同盟や条約による安全保障について」（初版では第一篇第8章）が展開されている。したがって第二版において前提とされている第6章における「前の論述」とは、新たに加筆された第5章のことである。ここで、第二版以降の第五篇第5章で展開される論点を概観しておく、軍事問題が扱われ、好

24) なお、ここでの「敵」の定義について付言しておく、言葉によってあるいは事実によって、宣戦を布告した相手のことを指す (I-7, Fayard, I, p. 161)。

戦的市民と要塞とが相互に矛盾すること、要塞や軍事訓練に対する賛否、国家の目的としての平和、国家の類型の違いに応じた解決策（軍事訓練と要塞）の違いとして、貴族政（ヴェネツィア）における軍事訓練、平和を重視する弱小の民と名誉を重視する好戦的民との対照性、有徳な行為が敵の士気を弱める、戦争は外国の土地でなされるべき、戦場での君主の存在が士気に与える影響、軍事における拙速の是非、軍事・政務の双方にとって秀でた多くの行為、一般的実践として双方は区別されるべきこと、常備軍、外国援軍の危険性などから構成される。ここでは自国と他国との境界線に基づいたより敵対的な関係を前提とした、対外関係・軍事の問題が扱われているのである²⁵⁾。これに引き続き、第6章では保護条約の締結に伴う従属、中立の是非、宣誓、挑発、信仰の保護といった論点が扱われており、論点において連続性を認めることができるであろう。

このような初版と第二版の異同、特に、第五篇第5章の加筆と、第一篇第8章から第五篇第6章への移動が『国家六篇』全体の性質をどう変えたのか、評価は難しい。本書の冒頭部分からの移動ということをもって、ボダンの主たる関心から外れたと解釈することもできるが、以下の点を考慮すると、そのような解釈を支持することは難しいように思われる²⁶⁾。第一に、初版に引き続き、第二版以降の第一篇第10章においても、主権の証の一つとして「宣戦布告したり和平を結んだりする権利」が二番目に論じられ、「君主にとって最重要なものの一つ」とされている。第二に、第二版において第五篇第5章「臣民を武装させ鍛錬し、都市を要塞化し、戦争を継続することが良いことなのか否か」が新たに加筆されており、

25) 明石欽司は、『国家六篇』において「国際関係」の（主権者間の関係に関わる）問題にボダンは関心が低く、中心的検討課題ではないと結論づける。参照、明石前掲論文。本稿は明石論文の解釈に多くを負うが、国際関係をめぐる立論についていささか過小評価をしていると考える。明石も指摘するように「その当時の欧州において「内」と「外」を区別する基準となる近代的な「(国家) 領域」の観念は依然として未成立であった」（5頁）からである。

26) 執筆時期の違いを踏まえたボダンの伝記的事実の確認が手がかりとなるかもしれない。他日を期したい。

ボダンが対外関係への関心を持続させていたことが窺える。第三に、本書全体の紙幅についても、第二版以降での第五篇第6章の他、同篇第5章、さらに第一篇第6-7章を加えると、第二版の全797頁のうち、累計100頁を超え、対外関係の記述は看過し難い一定の分量を持つ。以上のことから、本稿では差し当たり、主権の国内統合の契機程には紙幅を割いておらず、編成上第一篇と第五篇に分割されて収録されることになったものの、対外的脅威や対他関係の問題は、ボダンにとって依然として看過し難い論点であったと想定し、これらの諸章を一体のものとして検討することとしたい。

以下では、試論的に、対外的脅威をめぐるこれらの章の内容から、いくつかの論点に着目し、思想史的な位置付けを試みたい。第一に、マキアヴェッリ『君主論』における複合君主政に関連する記述との関連性²⁷⁾、第二に対外的脅威や対外関係を論じるにあたってボダンが念頭においていた古典的テキスト（政治学史）の継承関係についてカルタゴの取り扱いに絞って確認しよう。

(3) マキアヴェッリの受容

『国家六篇』で扱われる論点を一瞥すると、ある種の既視感に襲われる。先行研究でもしばしば指摘されているところであるが、特に第五篇には、マキアヴェッリ『君主論』が提起している論点との重複、ないしその注解という側面が無視しがたい。確かに、ボダンは、「暴君・僭主」の間で好評を博しているとして（序文）、マキアヴェッリを正面から取り上げなかったし、国家間の誓約の遵守を強調（マキアヴェッリが範としたアレクサンデル6世やボルジアを否定）し、軍事的征服を控える姿勢を維持している（V-6, 202）²⁸⁾。とはいえ、「指導者も秩序もなく、

27) 以下のマキアヴェッリについての記述に際しては、Niccolo Machiavelli, *Il Principe e altre opera politiche*, Introduzione di Delio Gantimori, Note di Stefano Andretta, Garzanti, 1981、翻訳としては、佐々木毅訳『君主論』講談社学術文庫、2004年、永井三明訳『デイスコルシ「ローマ史」論』ちくま学芸文庫、2011年も参照し、本文中で章を明記する。

28) フランスを複合国家として描写する箇所も、顧みられることはない。『君主論』の第4章ノ

打ちのめされ、略奪され、罵倒され、踏みにじられ、あらゆる破滅に耐え忍んでいる」イタリアが「蛮族の残酷さと傲慢ぶり (crudeltà et insolenzie barbare)」から解放されることを願って (第26章) 執筆され、「軍隊のことよりも優雅な事柄 (delicatezze) に気を取られる時」その地位を失うと警告 (第14章) した『君主論』に近い問題関心が、『国家六篇』の冒頭で表明されていることも無視し難い。このことは、その「序文²⁹⁾」で言及される以下のようなフランスを取り巻く状況認識からも明らかである。

「王国、帝国、そして全ての民の保持は、神に次いで、立派な君主や賢明な統治者にかかっているのです。彼らがその権力を維持し、その聖なる法を執行し、言明や文書で臣民を服従させて万人一般の、あるいは個々人の、共通善を達成しようとするのを、各人が支援することは全く理にかなったことである。そして、このことが仮に万人にとって常に立派で良いことであるならば、今日ほど我々にとって必要な時はない。何故なら、我々の国家という船が民にとって順風を受けている間は、誰もが確固とした安息を享受し、あらゆる悪ふざけ、道化芝居、仮面舞踏会といった、あらゆる快樂に通じた者が考案する事柄に耽ることばかりを考えた。しかし、突然の嵐が我々の国家という船

ゝにおいてマキアヴェッリは、フランスを、特権を持ち自立性の高い封建諸侯が君主の周辺に複数並存する様式の君主国として登場させ、集権的なトルコの君主政と区別する。また彼は、「複合的君主国 (De principati misti)」と題された第3章において、古代ローマと同時代の事例を踏まえつつ、他国を征服によって併合する事例について検討を加える。そこでフランスは、「ブルゴーニュやブルターニュ、それにガスコーニュやノルマンディーなど」共通の言語を持ち君主支配に慣れた地域の併合に成功するという、過去の実績を持ちながら、「言語も風習も制度も異なる地域」の併合 (獲得と維持) について stato の論理を理解しなかった国として登場する。この他、『リウィウス論』第三巻第1章では「法律や制度の遵法者」として「国王自身に対しても有罪宣告を行う」「高等法院」の存在意義が論じられている。なお、この点に関連し、ボダンが、マキアヴェッリほど対外的脅威を深刻にとらえていなかったからかもしれない、とする佐々木毅の指摘も参照、佐々木前掲書136頁。

29) PREFACE SVR LES SIX LIVRES DE LA REPUBLICQUE DE IEHAN BODIN. A MONSEIGNEUR DV FAVR SEIGNEUR de Pibrac Conseiller du Roy en son priuè Conseil. Fayard, I., pp. 9-14.

を激しく痛めつけ、船長自身と船乗り達が働き通しで疲労困憊となっている以上、乗客達は手を貸し、ある者は帆を、ある者は綱を、ある者は錨を取り、力のない者は何か良い助言をし、あるいは風に命じて嵐を鎮めることの出来るお方に願い祈らねばならない。全員が同じ危険に直面しているからである。陸地に居て我々の国家が難破船となり、砕け散ることを無上の喜びとする敵に期待を寄せてはならない。彼らは、この王国を救うべく不断に成されてきた最も貴重な物事が投棄されることから既に以前から (ja piec) 利益を得てきたからである。この王国は、かつてドイツ帝国全土、ハンガリー、エスパーニア、イタリアの諸王国、そしてライン川に至るガリアの全土を、その法の下に従っていた。ところが今や小さくなり、残されたこの小さな領土も自国民の餌食となりかねず、神聖な錨を敢えて下ろさなければ、危険な岩の間で砕けて散り散りになる危険に晒されている。ここで錨を下ろすのは、嵐が去った後に、望むならば、天から我々に示される救いの港に到達することも出来るようにする為である。以上のことから、私としてはあまり準備していないにも拘らず、国家論を俗語で執筆することを試みたのである。ラテン語という泉は殆ど枯れ果て、内戦によって引き起こされた野蛮が継続すれば全く失われるであろうし、全ての生粋のフランス人によりよく理解してもらおう為である。私が語りかけているのは、この王国が当初の素晴らしき状態に立ち帰り、軍事と法律において再び花開く様を眺めたい、と絶えず望み願っている者達である。あるいは、万物を奪い去る自然の奔流に従うならば、老いることのない美を持つ程に卓越した国家はかつて無かったし、これからも無いであろうから、少なくとも、変化が可能であれば穏和で自然であり、暴力的または血なまぐさいものではないようにするのである。」

実はボダン、マキアヴェッリを名指しで批判しながらも、その問題意識を一面で引き継ぎつつ、第五篇ではマキアヴェッリの名前を出さずに、軍隊の整備や主権者による統制の重要性など、ほぼ同じ論点を『君主論』の論述の順序をほぼ

踏襲しつつ) 展開している。このことは、ボダン研究として、解釈上興味深い鉅脈が横たわっていることを感じさせる³⁰⁾。以下では、幾つかの論点について確認しておこう。

既に言及した通り、『国家六篇』第二版以降の第五篇第5章のタイトルは「臣民を武装させ鍛錬し、都市を要塞化し、戦争を継続するのが良いことなのか否か」である。これは『君主論』の第20章「砦やその他君主が日常的に行う事柄は有益かどうか」³¹⁾を想起させる。マキアヴェッリは、臣民を武装するか解除するか、砦を築くべきか破壊すべきか、について当該支配権の個別事情に応じて対応すべきとした上で、「国外者 (forestieri) よりも民衆を恐れている君主は砦を築くべきであり、民衆よりも国外者を恐れている君主は砦を放棄すべき」とする。マキアヴェッリは、支配権を安定的に維持するために砦を築くことを賞賛しつつも、「砦に頼って民衆に憎まれること」は回避するよう求めるのである³²⁾。

これに対して、ボダンは本章で、臣民の武装や軍事訓練と、要塞化が相互に対

30) マキアヴェッリとボダンの類似性に着目した先行研究としては、Roger Chauvré, *Jean Bodin: auteur de la "République"*, Librairie Ancienne Honoré Champion, 1914, esp. pp. 196-97; G. Cardascia, Machiavel et Jean Bodin, *Bibliothèque d'humanisme et renaissance*, III (1943), pp. 129-67等がある。本稿はマキアヴェッリ『リウイウス論』の参照や、『国家六篇』に先行する『歴史方法論』でのマキアヴェッリ受容については扱うことができていない。清末は、ボダンが『歴史方法論』においては、マキアヴェッリをグイッチャルディーニとともに高く評価していたとする。清末前掲書、116頁。

31) AN ARGES ET MULTA ALLA QUAE COTIDIE A PRINCIPIBUS FIUNT UTILIA AN INUTILIA SINT.

32) 鹿子生は『君主論』第20章の記述に対し、次のように注釈している。「城砦の建築は、新君主の臣民に対する疑念の表出そのものであり、両者の信頼関係の構築を妨げる行為である。臣民への強い視覚的効果を持つ点を考慮すれば、たしかに城砦という直接的な遮断物は、臣民の不信や疑念を惹起ないし増幅させるものであろう。また、彼の考えでは、臣民の非武装化も同様に、君主の臣民に対する不信のあらわれに他ならない。実際、臣民の武装化という逆の方策は、もし首尾良く行けば、臣民は、君主自身の兵力となるだろう。しかしながら、この方策は、新君主の意図とは反対に、自らに対する脅威になりかねない。」鹿子生浩輝『征服と自由 マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』風行社、2013年、237-8頁。本稿は、後述のように、臣民の武装化については若干異なる解釈を提示する。

立する方策であるがこの論点を再定式化しつつ、「国家はそれぞれ相互に対立的であるか、非常に異なっており、相互に対立し、異なる格率によって支配されなければならない」ため最終判断を「最も賢明な政治家に解決を委ねる」として、マキアヴェッリと同様に、個別事情を看過した過度の一般化を慎むよう留保する(125)。その上でボダンは、臣民の武装化と要塞の建設の、一方の主張に肩入れするというよりも、それぞれの得失について、マキアヴェッリが言及しなかった事例をさらに付加しようとする。例えば彼は、都市の要塞化を主張する論者としてアリストテレスを挙げながらも、「都市を要塞化してはならないことを示す理由」として、リュクルゴスが「臣民が城壁の力を信用して自らの力を失うことを恐れた」の例を引き、要塞化が兵士の士気を下げる効果を持つことを指摘する。その上で、「最も美しい要塞は臣民の愛情」であり「城塞は君主に暴君化の機会を提供し、臣民には反逆の機会を提供する」とも主張するのである³³⁾。

さらに先にも紹介したように、第五篇第5章においてボダンは戦争に付随する別の効用にも言及している。第一に、彼によれば「国家を維持し、反逆、反乱、内戦を防ぎ、臣民間の善良な友愛を維持する最良の方法は、共通の敵を持つことである。」ここでボダンは、古代の実例に加えて、近年のイングランドによる侵攻により、フランス人が共通の敵のために内戦を止め、結束した事例を紹介する。そして「敵に対して戦闘状態にない限り、臣民間の平和と友愛を維持することは非常に困難であり、ほとんど不可能である」とすら主張するのである(137-8)³⁴⁾。

33) Fayard, V., 126. 1606年のKnollesによる英語版には、「ローマ人の軍事訓練」について「全ての国民にとって共有のものとされるべき」との表現も付加されている(603)。これも「共和国を整備し、王国を統治し、市民軍を編成し、戦争を指導し、征服の結果支配下に入った国民を導き、さらに国土を拡張すること」について「古代の先例に救いを求める」ことを求めるマキアヴェッリの姿勢に通じるかもしれない。『リウイウス論』第一巻「はしがき」。

34) これに加えてボダンは、国内における不良分子(「善良な市民の率直さを脅かし、理性をもたらす法や執政官に従わない、不精者、浮浪者、反逆者、盗人」)を一掃する手段として、彼らを戦場に送り込むことが国家の健全性を維持する方策であるとも指摘する(V-5, 139-40)かかる文脈に、無神論者や「魔女」に対する不寛容を位置づけることも可能であろう。拙稿「主権国家形成と黙示録 —— 危機と政治変動としての宗教戦争 ——」日本政治学会編『年ノ

かかる記述は、同じく『君主論』第20章における次のような記述を想起させる。

「君主が自らの前に横たわる困難や障害を乗り越えることによって偉大になっていくことは、疑うべくもない。故に運命の女神は、世襲の君主よりも大きな名声を必要とする新しい君主を偉大ならしめようと彼に対して敵を生じせしめ、彼に対して戦争を起こさせ、新しい君主にそれを克服する原因を与え、敵の提供した梯子をますます高く上がっていくようにさせるのである。したがって、多くの人々が考えるように、賢明な君主は好機に恵まれたならば、巧みに敵を作り、それを打倒することによって、自らの偉大さを一層大きくするものである。」

さらに第五篇第6章においてボダンは、「自由に生きてきた民を隷属状態に置けるなどと決して考えてはならない」とし、ローマ人は「隷属させたい民を打ち破った」後には、その民の「あらゆる要塞を奪取し、駐屯軍を入れ、人質を取り、敗者の軍備を完璧に無化する」ことに努めたことを紹介している。ボダンによれば、「隷属 (sugetion) と自由を半ばで中途半端にする」ならば、「危険な折には自らの庇護下に入り、危険が去ると反逆して敵と通じる」こととなる。したがって保護下にありながら本国への叛逆を企てるなど「自由を濫用した民」を「良い臣民」にするためには、要塞を保持させず武装解除が必要となる。そして、一旦そのような措置がなされれば、庇護協定において「自分たちの身分と主権の保持」を謳う条項があったとしても、事実上従属状態に置くことができる。そのような例として「コンスタンツ、ユトレヒト、オーストリアのウィーン」といった都市や「ハンガリー王国」が、帝国に併合され従属するに至ったことを挙げる (165-8)。

↳報政治学 2013-II 危機と政治変動』木鐸社、2014年、17-35頁。

かかる記述は、マキアヴェッリが『君主論』の第5章で自由な暮らしに慣れた民の征服のあり方について論じた件と、類似しているであろう。ここでマキアヴェッリは、かかる都市の征服を維持するために、その都市（の自由な暮らし）を破壊するか、支配者が赴き直轄支配とするかを提案し、第三の方策として、その都市の市民を用いた傀儡政権を樹立し「その地域の法に従った」「寡頭政」を敷くことは「安易」であり、征服者が「この都市によって破滅させられる」としている³⁵⁾。かかる「安易」な方策は、ボダン流に言い換えれば、「隷属と自由を半ばで中途半端にする」ことに他ならないであろう。また被征服地域の非武装化の件は、『君主論』第20章の以下の記述と符合するように思われる。

「しかし君主が新しく領土を獲得して旧来の領土にその一部として併合する場合、それを獲得した際に自らの味方であった者を除いてこの新領土の住民を武装解除する必要がある。そしてこの味方であった者達をも時とともに機会に乗じて弱体化、軟弱化してしまう必要があり、自分の配下のすべての軍隊が自らとともに生活してきた旧来の領土の兵士達だけからなるようにする必要がある。」³⁶⁾

既に前稿において³⁷⁾、当時のフランスにおけるマキアヴェッリ受容について「歴

35) 鹿子生によれば、『君主論』第3章以降の「複合君主国」の議論は、マキアヴェッリにとって祖国フィレンツェの国内向けの助言というよりもむしろ、当時支配権を獲得していたメディチ家（特に教皇となったジュリアーノ等）がロマーニャやロンバルディア等を教皇領に併合しようとしていたこと（あるいは小ロレンツォがトスカーナ地方の多くの都市をフィレンツェに併合すること）を念頭においていた。鹿子生前掲書、第二章参照。

36) 鹿子生は、中長期的には、臣民の武装化による自発的服従の調達の必要性を説いていると解釈する。鹿子生前掲書、237頁。他方で、その後のフランス史を一瞥すると、本稿が引用した箇所準じた実践も看取される。前掲拙稿「ヨーロッパ初期近代における宗教ガバナンス」では、リシュリユーによるユグノー攻撃が、物理的抵抗能力の排除に限定され、その信教の自由には及ばなかったことを紹介した。なお、ユグノーやユダヤ人も含めた国民皆兵が導入されるには、フランス革命以降の展開を待たねばならない。

37) 前掲「フランス政治思想史における複合国家論と主権論」を参照。

史についての知識と確固たる経験」に基づき「自国支配の維持と拡大」を目的としている点への評価があったことを指摘したが、ボダンにおけるマキアヴェッリの密かな活用もまた、そのような受容の例として指摘することができよう。さらにボダンは上記のいずれの場合でも、マキアヴェッリの名前を出さず、マキアヴェッリも参照したと思われるポリュビオスには言及する³⁸⁾。加えて、マキアヴェッリが必ずしも言及しない古代アテナイや同時代の神聖ローマ帝国の例をも援用することによって、マキアヴェッリが提起した複合君主政に関連する論点をより重層的・包括的に論じ、マキアヴェッリのテキストに対して一種の注釈を展開しているかにも見えるのである。

(4) 「カルタゴは存続されるべきである」：勢力均衡と神法・自然法

ボダンの立論には、マキアヴェッリに対する明示的な批判からも窺えるように、マキアヴェッリとは異なる方向を持つ主張や別のテキストの援用も看取される。以下では、イオアニス D.エブリゲニス (Ioannis Evrigenis) の研究成果に依拠しつつ、古代ローマ史におけるローマとカルタゴの競合が、国家間関係をめぐる重要な論点を提供してきた点を紹介した上で、ボダンの立論との関係を確認し、そこから伺える国際関係観を確認しておこう。サルスティウス『カティリーナの陰謀』³⁹⁾ やプルタルコス『英雄伝 (対比列伝)』⁴⁰⁾ などを通じて、マルクス・ポルキウス・カト (Marcus Porcius Cato、大カト) が元老院で披露した各演説での言葉はよく知られている。それは「カルタゴは滅ぶべし (Carthago delenda est)」と叫ぶものであった。他方で、プブリウス・スキピオ・ナシカ (Publius Cornelius

38) この点をエブリゲニスは、次のように評価する。「マキアヴェッリの非道徳性に対する彼の冒頭での宣戦布告は、もしかすると、metus hostilisによる政治的統合に関する証拠となる主たる資料としてポリュビオスを選択した理由を説明しているのかもしれない。しかし、彼の論述の手順は、彼が名指ししなかった資料に彼が同意していることを漏らしてしまっているのである。」Evrigenis, *ibid.*, p. 85.

39) サルスティウス (BC86-35)『カティリーナの陰謀』合坂學・鷺田睦朗訳、大阪大学出版会、2008年。

40) プルタルコス (46/48-127)『英雄伝 (対比列伝)』マルクス・カトー (大カトー) 26-27節。

Scipio Nasica Corculum) は、カルタゴは存続されるべきである、という主張して対抗した。彼は、ローマに対する脅威への恐れのみが、ローマにおける貴族と平民の関係が内戦へと陥ることを阻止するものだったと考えたのである⁴¹⁾。

そしてエブリゲニスによれば、競合国カルタゴの崩壊以降のローマ史については、習俗の弛緩、美德の喪失、腐敗・墮落へと突き進むという叙述が一つのパターンを形成することとなる⁴²⁾。かかる叙述では、通俗的には富・商業・奢侈の蔓延による徳の喪失、という「富と徳」の問題系とは（両立するが）やや異なる語り方の存在として、領域の拡大や帝国化による腐敗という問題が扱われうるのである。ここで「カルタゴは滅ぼさねばならぬ」と「カルタゴは存続されるべきである」との主張の対照性に着目しておくと、両者は、カルタゴがローマにとって脅威であるという認識では一致しているものの、脅威を飼い馴らすことが可能かどうかをめぐる認識を異にしているように思われる。少なくとも、プブリウス・スキピオ・ナシカの側からすると、大カトのような人物が「カルタゴは滅ぼさねばならぬ」と発言して結束を図り続けるためにも、「カルタゴは存続されるべき」なのである。

興味深いのは、カルタゴの崩壊をめぐる論点に、ボダンが言及していることである。『国家六篇』第五篇の第5章「臣民を武装させ鍛錬し、都市を要塞化し、戦争を継続するのが良いことなのか否か」には、「敵への恐怖心が臣民を義務・服従へと導く」との小見出しの付いた箇所がある。そこでは、対外的脅威の存在がローマ人の徳の維持に貢献したことを示唆する以下のような記述が展開されている。

41) 「ナシカの助言はサルスティウスによって不朽のものとなり、聖アウグスティヌスによって『神の国』に引用され、人間の自己了解・アイデンティティの明確化を具現化するものとしてパラダイムとなり、自己が他者とどう異なるのかに言及すると同時に、肯定的な措置とみなされた。」Evrigenis, *ibid.*, p. xi.

42) 「徳」をめぐる共和主義的言説とキリスト教的倫理学が、規模の問題も含めて、早い段階で結合していたことを示唆する点でも興味深い。

「この他、私が推測した理由、これは取るに足らないものではなく、人々を有徳で名誉あるよう維持する確実な方法が、好戦的な敵の恐怖による、ということである。ポリュビオス曰く、ローマ人がもはや有徳でなくなり、臣民は執政官に服従しなくなり、執政官は法に従わなくなった、かつてピュロスやハンニバルがローマの門に居た際にはそうではなかったのに。ペルセウスとアンティオコス（シリア）が敗北し、ローマ人を困惑させるのに十分なだけの力を持った敵ではなくなると、悪徳が歩を進め始め、人民は陶醉と贅沢に浸り、良俗を全面的に浪費し、古代の美徳の素晴らしさを希薄なものとした」（140-1）。

これに続いて、「若きスキピオの配慮」との小見出しをつけて、以下の記述が展開される。

「ああ、元老院において公然と抵抗し、カルタゴの都市が崩壊させられることを阻止し、ローマ人の美徳は即座に消滅することを予見した彼は、いったいどれほど賢明だったことか。なぜならこうして放埒が激しく燃え上がり、人間はあらゆる悪徳に狂うようになったからであり、このように恐怖が人間を義務へと結び付けるのである。そして、疑いようもなく、この偉大な政治家であり全世界の統治者たる彼は、反対者に全てを与え、戦争を許可し、民の間に亀裂を生みだし相互に苦しめあうようにし、万人を恐怖に陥れた。これのみが徳の拘束だったのである」（141）。

このように、ボダンも、対外的脅威の存在が国内における習俗の維持と結束に効果を持つことを強調し、大カトではなく、スキピオの立場を支持するのである。

かかる記述と共に、既に紹介した対外関係の記述が展開されることは銘記されるべきであろう。ボダンによれば、フランス君主政の周囲には、既に宗教的分裂

に基づき各国が主権を有する体制を前提に、「一君主の偉大さはその隣国の荒廃と没落にある」と認識しつつも「ある国が強大化して他の国々を圧迫しないよう、自国の安全と同時に、対抗勢力をより大きく保とう」として、絶えず合従連携を組み替える事態があった（V-6, 179, 186-7）。その中でボダンは、「フランスを取り巻く強力で好戦的な諸国民」であるスペインとイングランドを念頭に置きつつ（V-6）、実力を欠けば他の強国に隷従することになるため、軍の規律に成功したローマを範として軍隊の整備や兵士の訓練にあたるようにも求めるのである（V-5）。以上のような対外的脅威に基づく軍隊と国内秩序の整備と、かかる軍事力を基礎とした対外的な勢力均衡の下で、平和条約や同盟を確実なものとするために、大国に求められるのが、諸国間の紛争を仲裁することである。ボダンは、かかる試みを通じて、フランスは国際的に名誉ある地位を得ることができると示唆する（V-6, 185-6）。

以上のヨーロッパ大での勢力均衡状態を志向することに加えて、ボダンは、戦争や軍人が神法・自然法に基づく平和な秩序や精神の平穏を脅かす面にも言及し、野心的な軍事的征服を忌避しようとする（V-5）。先に紹介した自由な都市の併合をめぐる議論でも、敢えて併合に踏み切ることなく自由なままの状態を維持することも選択肢として言及されている点（V-5, 167）は、マキアヴェッリとの違いとも言えよう。第五篇第5章の中でボダンは次のように主張する。

「我々は善良で幸福な国家を評価すべきであり、そこでは王は神法と自然法に従い、執政官は王に従い、個々人は執政官に、子は父に、使用人は主人に従い、臣民は相互の愛によって結びつき、万人は君主と共に、平和の甘美と心の平穏と享受しているものだ。そもそも、戦争はこれまで私が述べた事柄の反対ではなかろうか、そして人類は不倶戴天の敵と戦っているのではなかろうか。また、市民が非常に高次の確実な平和を享受していない場合に、宗教、正義、慈愛、純潔なる生、要するに、あらゆる自由な学芸、機械的技巧が開

花した国家を眺めることは不可能なのではなからうか。戦争により荒廃した人間とは誰か、善き平和な時には、そうした人物も彼らの道具ですら、置くことも受け入れることもない」(130-1)

ボダンにとっても戦争のない平和状態が望ましいことは言うまでもない。平和の状態は戦争の対立物ではある。あるべき姿としては、君主は神法と自然法に従うべきであり、かかる状態においてのみ国家の繁栄は享受できる。

とはいえ、現今の状況はかかる理想状態からは程遠く、戦争を回避することが平和につながるとは限らないし、「戦争の唯一の目的が平和である」と考えることすら誤りの場合もある。さらに既に紹介したように、敵の存在と脅威が、民の結束と士気の向上に寄与することもある。先のカルタゴへの言及の箇所直後でボダンは、「賢明な君主も立派な船長も、非武装の平和をもたらすことはなかった」とも主張し、マキアヴェッリが非武装の弊害に言及したこと（『君主論』第14章）を想起させるかのように、「敵を前にして平和でいる」為には、戦争に訴える用意があることを敵に示すことが必要な場合もあるとする。ボダンは、「戦争を示すことで平和を得る、貴君が力を用いる準備があることを示すならば、彼らは貴君に正義を成すであろう⁴³⁾」というマンリウス・カピトリヌスの言葉について、「部分的には真実で、部分的にはもっともらしく、我々があまり注意を払わなければ、最も鋭い洞察を持つ目利きの者でも双方によって眩惑させられる」とし、この命題の是非について、直面する敵国の性質の違いに応じて判断されねばならない、とするのである(141-2)。ここでも一般的な回答を回避し、個別具体的な状況に応じた判断力を主権者に求める姿勢が看取できるであろう。

43) Ostendite modo bellum, pacem habebitis; videant vos paratos ad vim, jus ipsi remittent. Fayard, V., p. 141.

おわりに

以上のジャン・ボダン『国家六篇』の主として第五篇の検討から示唆される幾つかの暫定的結論を、さしあたり以下のように整理して結びに代えよう。

第一に、従来のボダン研究においては国内統合の契機に焦点が当てられがちであったが、本稿が着目した対外関係をめぐる諸論点もまた、ボダンにとって、その主権概念と密接な関連を持つ重要な課題の一つであった。特にかかる論点に関連する箇所について、初版から第二版へと大幅な加筆と組み替えが行われた点が従来の研究で看過されてきたことは、強調しておきたい。第二版以降における主として第五篇におけるその立論の全貌を解明することは、依然として今後の課題として残されているが、少なくとも、先行するマキアヴェッリ『君主論』における複合君主政論における領土の併合や、要塞の構築や臣民の武装をめぐる論点を暗黙裡に引き継いでいることは指摘できよう。ボダンは表向きマキアヴェッリを批判しつつも、実際の立論では当時のフランスが直面した国際情勢にマキアヴェッリの提起した論点を適用し、さらに新たな資料や歴史的事実を付加しつつ、かかる諸論点をより重層的に検討していたことが窺えるのである。

第二に、ボダンの対外関係についての立論は、マキアヴェッリが提起した論点にのみ還元されるようなものではない。カルタゴに対するローマの言動をめぐる評価にも伺えるように、ボダンは対外的脅威に対抗すべくフランスが軍事的に強化されることを求めたが、同時に、対外的脅威に国内の一体感や士気の向上にも寄与するという両義的な役割を与えていた。したがって、もっぱら周辺諸国の征服による「拡大する共和国」を範型とするマキアヴェッリの立論とは異なり⁴⁴⁾、諸

44) 木村は、マキアヴェッリにおける「交渉の技術」論の不在を指摘する。木村俊道『文明の作法——初期近代イングランドにおける政治と社交——』ミネルヴァ書房、2010年、第四章。ただし、鹿子生によれば、マキアヴェッリは拡大型共和国の対外政策を理想としたが、征服メ

外国との競合・並存による国際的勢力均衡の維持が自覚的に目指されていたのである。このことは、ボダンがマキアヴェッリ以外のいかなる先行するテキストに依拠しつつ対外関係を論じたのか、そのテキストの重層性（継承と読み替え）をめぐる思想史研究の可能性を示唆するであろう。

第三に、ボダンの対外関係をめぐる様々な政策についての考察には、過度の一般化を回避し、個別具体的な状況に応じた、個別具体的な望ましさを追求する姿勢が貫かれている。勿論、ボダンにあっても神法や自然法を遵守し、平和状態を維持することは、主権者に望まれる義務であろう。しかし、かかる一般的な要請とは異なる個別具体的な次元においては、主権者に然るべき適切な政治的・外交的判断としての思慮が求められていると言える。後にグロティウスは、『戦争と平和の法』を法学（正義の問題）の書と自認し、政治学（どのようにすれば有利であるか）の書ではないとし、ボダンについて両者を混同していると非難した⁴⁵⁾が、本稿で示唆した主権者の義務と思慮との二重性に基づいて、かかる「混同」を整理することも可能かも知れない⁴⁶⁾。

第四に、ボダンが対外的脅威を梃子として構想した国際秩序は、初期近代におけるヨーロッパをめぐる国際秩序についての複数の競合する構想の一つに過ぎない。本稿では扱うことができなかったが、一方でトマス・モアが、プラトンに触発されつつヒュトロダエウスに語らせたような、専守防衛的な自己完結的で小規

による平和な状態が実現すると安逸が生じることを認識していたし、実践的には、古代ギリシアをモデルに数カ国による対等な関係の同盟の構築を念頭に置いていたとする。鹿子生浩輝「ルネサンス共和主義からフランス啓蒙へ——マキアヴェッリとモンテスキューの歴史理解」本研究叢書所収。かかる指摘とボダンの立論との関係についてもまた、今後の課題となる。

- 45) Hugo Grotius, *Le Droit de la Guerre, et de la Paix*, Tome I, Discours Preliminaire, §LIX, traduction par Jean Barbeyrac, 1724. なおグロティウスについては前掲拙稿「太田義器著『グロティウスの国際政治思想——主権国家秩序の形成』、ミネルヴァ書房、2003年」も参照。
- 46) 筆者はかつてジョン・ロックの「連合権力」の問題として、統治者の「義務」と「思慮」の二重性を扱ったことがあるが、ボダンにおいてもかかる二重性が看取される、というのが、本稿における仮説である。前掲拙稿「『統治二論』の国際的文脈」。

模な共和国構想があり⁴⁷⁾、他方でマキアヴェッリのように「拡大する共和国」や、帝国、普遍君主政のような複数の主権国家の併存に収斂しない広域圏の統治の構想もある。そしてボダンと同様に、かかる二つの構想のいずれも退け、複数の主権国家の併存による勢力均衡を志向しつつも、モンテスキューは、ボダンとは対照的に、対外的脅威による国内的集権化を回避（複合国家的構造を温存）すべく、対外的脅威や軍事の重要性を強調しない国際秩序構想を提示した。かかる構想の場合、対外的脅威の言説に対抗できる、どのような原理や事実認識を提示できるかが、説得力の有無を左右するであろう。モンテスキューが、商業活動の進展に伴う相互依存、文明化に伴う寛容や自由の精神の普及を梃子に、世界君主政の構想を批判する際に提示したのは、脅威は城壁の外からばかり到来するとは限らず、むしろ内なる脅威こそ警戒すべきとする言説であったのである⁴⁸⁾。

※本稿の一部は、JSPS 科学研究費19H01202、並びに21K01313の成果の副産物でもある。

47) マキアヴェッリが『君主論』第3章で扱ったように、トマス・モアはフランス王を念頭に、イタリアやハプスブルク家への介入・征服の是非についてヒュトロダエウスに次のように語らせている。「フランス王国一つでさえも、一人の人間によって上手く統治されるには大き過ぎるし、そもそも王は他の国々の併呑など考えるべきではないのだから、自領に引き籠もっておられるのがよい。」「社会の生活風習は戦争のおかげで墮落してしまい、盜癖が人々の性行に浸透し、殺し合いのおかげで悪事に対する無鉄砲さが蔓延し、法は軽んじられるようになった。」かかる見立てはボダンとは対照的である。『ユートピア』澤田昭夫訳、中公文庫、1978年、第1巻、97-8頁（若干訳文を変更した）。

48) *Iliacos intra muros peccatur & extra*, Montesquieu, *Réflexion sur la monarchie universelle en Europe*, en *Œuvres Complètes de Montesquieu II*, Voltaire Foundation, 2000, p. 364. なお、拙稿「imperium vs respublica?」も参照。